

令和8年度第4回 徳島県最低賃金専門部会 議事録

1 開催日時、場所

日時 令和8年8月24日（月） 午前9時33分～午前11時15分

場所 あわぎんホール5F 会議室6 （徳島市藍場町2丁目14番地）

2 出席者

（公益委員） 段野委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員） 辰巳委員 三木委員 南委員

（使側委員） 五島委員 中村委員 脇田委員

3 主要議題

（1）徳島県最低賃金改正審議について

（2）その他

4 議事

○事務局（賃金室長）

定刻となりましたので、皆様、以後の撮影、録音はご遠慮願います。

それでは、段野会長に会の進行をお願いいたします。

○段野部会長

それでは、ただいまより、令和8年度第4回徳島県最低賃金専門部会を開催します。

事務局は委員の出席状況等の報告をお願いします。

○事務局（賃金室長）

本専門部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員の6名以上、又は各側委員の1名以上の出席により成立することとなっております。

本日は、9名の委員が出席しておりますので、本専門部会が成立していることを報告いたします。

また、本専門部会は公開しております。本日は19名の方が傍聴されております。

傍聴される方は、傍聴の注意事項を守っていただくようお願いいたします。

○段野部会長

それでは、前回の専門部会から少し期間が空きましたが、徳島県最低賃金改正の審議をさらに進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

審議に入ります前に事務局より伝達する事項はありますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

ご参考までに、8月21日時点で確認できている他県の答申状況についてお伝えします。

現在までに地賃答申が確認できているのは47都道府県中、33都道府県となっています。

このうち、徳島県が属するBランク28道府県では、引上げ額の大きい方から、目安額+5円が1県、+4円が2県、+3円が3県、+2円が3府県、+1円が6県、目安どおりが10道府県となっています。

発効日に関しては、法定発効が22道県、指定日発効が3県となっています。

以上です。

○段野部会長

ありがとうございます。

それでは金額審議に入ります。

前回までの議論について確認させていただきます。

労側は現在の最賃額1,046円から61円引き上げて、1,107円というご意見、使側は現在の最賃額1,046円から56円引き上げて、1,102円というご意見で持ち帰りいただきました。

お持ち帰りいただいた後、ご意見の変更等はございますでしょうか。

労側委員からお願いできますでしょうか。南委員、お願いします。

○南委員

おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

労側の考え方なんですけど、いろいろ議論してきました。

三木の方からお伝えしたいと思います。

○三木委員

おはようございます。お疲れ様です。三木と申します。

労側から金額をお示しする前に、これまでの整理と今回の考え方について少し申し上げたいと思っております。これまでの審議で、徳島で非正規として働く方の生活や賃金の実態から75円を提示して、そして前回はパート労働者の募集賃金の下限額の上昇分と、物価上昇の鈍化分を考慮して61円の引き上げが必要であると主張をさせていただきました。

そして、これまでの審議の整理では、まず2年前は公益見解となりまして、最賃法の3要素に関する様々な指標を全国と比較し、総合的に勘案すると、徳島県は全国の中位より上に位置するとの考え方が示されまして、980円となりました。

また昨年の審議でも徳島県の立ち位置についての考え方は踏襲していくべき趣旨の見解をお伺いしています。そのような経過も踏まえまして、徳島の今年の地賃の考え方を労側として考えてまいりました。

昨年もそうでしたけれども、今年の資料を見ても労働生産性や定期給与、県民所得など全国の中位を上回る指標がたくさんございました。私たちも、例年冒頭に会長や局長が挨拶でおっしゃるように、一つの数字ではなく、3要素に関する様々な数字を総合して、徳島の実態を見る必要があると考えております。

先ほど説明ありましたように、全国では今年も地域の事情などから目安を上回る判断をしている県も複数ございます。先ほど申し上げたような徳島の地域実態を反映する視点が大切だと考えておりますので、労側としては61円が必要であるという基本的な考え方は変わっておりません。

しかし、使側から示された価格転嫁の遅れですとか、経営環境の厳しさについては労側としても受け止めているところです。徳島ではこれまで労使が最後まで議論をして、全会一致で決着を大切にしてきた経過もあることは事実でございます。

ですので、労側としても61円の根拠を維持しながら、全会一致に向けてどこまで歩み寄ることができるのか、内部でしっかりと議論をしてきたところです。その結果として労側から提示する金額については、南委員からお示しをさせていただきたいと思っております。

○南委員

使用者側の厳しい状況も把握しています。先週、徳島県に対して、中小企業・小規模事業者への支援強化を要請してきたところです。

労側としては全会一致で改定額を決定するため、61円から59円に歩み寄りたいと考えています。

○段野部会長

ありがとうございます。前回の61円から現在は59円ということで、変更があったということです。ありがとうございました。

では使側委員、脇田委員お願いいたします。

○脇田委員

おはようございます。脇田です。

今、南委員からプラス3円をいただいたところですが、我々といましては、56円です。繰り返して恐縮なんですけれども、目安の56円でも高いと思っていまして、現在のところ、金額を変更する事情の変化はないと思っています。

以上です。

○段野部会長

ありがとうございます。では変更はないということでお伺いいたしました。

それでは、個別協議に入りたいと思いますが、前回の終了前に使側より「公益委員の意見を求める」旨のご意見がございました。労側より「公益委員との協議を求める」旨のご意見がございました。

労使双方のご意見に変わりはないでしょうか。

(委員から異議等なし)

○段野部会長

それでは、公労での協議から行いたいと思います。

その結果、労使双方の意見の隔たりが埋まらず、全会一致に至らない場合は、公益委員見解をお伝えして採決を行いたいと考えていますがよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○段野部会長

それでは事務局は、二者協議会場への案内をお願いします。

○事務局（賃金室長）

本日も、2部屋ご用意していますので、委員の皆様が意見の取りまとめ協議を行うことも可能です。

お申し出いただければ、委員控室にご案内します。

(公労・公使の順で二者協議)

○段野部会長

では再開させていただきます。

公労、公使で話し合いをさせていただきました。今、使側から、直接労側と話しをしたいと提案がございましたけれども、労側委員の皆様いかがでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

○段野部会長

ありがとうございます。

では、引き続き、労使で話し合いをいただいた後、再開したいと思いますので、労使でよろしくお願いします。

(労使で二者協議)

○段野部会長

審議を再開させていただきます。労使の皆様で協議をしていただいたと思いますけれども、その報告をお願いいたします。

脇田委員、お願いいたします。

○脇田委員

労側の皆さんと話をさせていただきましたけれども、なかなか金額で折り合うところがないかもしれません。すみません。

○段野部会長

ありがとうございます。労側はいかがでしょう、南委員お願いします。

○南委員

労側としても歩み寄ってきましたが、折り合いがつかなかったということです。

○段野部会長

ありがとうございます。

労使の意見がまとまらなかったということです。公益委員の見解を示したいと思います。

公益委員見解の書面準備を行いますので、しばらくそのままお待ちください。

（事務局より公益委員見解（写）書面を専門部会委員に配布）

○段野部会長

お待たせしました。

これまで協議を進めてまいりましたけれども、労使双方のご意見が一致に至りませんでした。

よって、今から公益委員の見解を述べさせていただきたいと思います。

まずは結論から申し上げます。

引上げ額については、57円引上げ、改正額を1,103円とすることが妥当であるとの結論に至りました。

このような結論に至った理由について説明させていただきますので、お手元の見解文をご覧ください。

1 全会一致での結審を目指し努力をしてみましたが、残念ながら、労使の意見の一致には至りませんでしたので、公益代表委員としての見解をお示しします。

2 本年度の徳島地方最低賃金の改正については、現行額の1,046円から、57円引き上げ、改正額1,103円、引上げ率5.4%とし、発効日については令和8年11月1日するべきとの判断に至りました。

以下、その理由について説明します。

3 最低賃金法第9条第2項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」旨の、最低賃金の決定の際に考慮すべきいわゆる法定3要素について定められていることから、公益代表委員としましては、この3要素に関する各指標を参考に、徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金とするとの考え方で検討しました。

4 この点、令和8年度第2回地方最低賃金審議会における提出資料4「主要統計資料」に収載された、徳島県の地域における3要素に関する各指標の推移は、上昇したものと低下したものが混在しており、これらを総合的に見ると、一昨年度から横ばいと見られる状況にあります。

5 本年度の徳島県最低賃金額については、一昨年度と同様に、全都道府県における中位程度の額に目安額を加えた額を参照することも考えられますところ、一昨年度から本年度までの間には、3要素に関する各指標の傾向に大きな変化が見られます。

このことから、中央最低賃金審議会においては、消費者物価指数の支出項目について、きめ細やかな参照をはじめ、また、昨年度の47地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理を行うことにより、近隣県等との金額のみの比較だけで引上げ額を導くことは適切ではない旨が示されるなどの、様々な変化が生じているところです。

公益代表委員としましては、こうした変化の動向も加味し、地域における3要素に関する各指標等を、よりきめ細やかに勘案することが適切と考えました。

6 この点、各回の地方最低賃金審議会における提出資料に収載された関係各指標の最新の状況としては、次のとおりです。

労働者の生計費に関する消費者物価指数の上昇率は、上昇の傾向は持続しているものの、1.3～3.7%と昨年より鈍化しているところです。

賃金については、春季賃上げ妥結状況における上昇率は、連合徳島の集計結果で、全体で4.64%・中小地場で3.60%と昨年に続き着実に上昇しているところです。

通常の事業の賃金支払能力については、指標が限られますが、中央最低賃金審議会が参照している従業員1人当たり付加価値額は、最新の数値は令和6年度で912万円と前回調査から横ばいと見ることができます。

7 その上で、本年度の目安額として示された56円は、引上げ率としては5.4%と、上記の指標を上回る水準にあり、また全都道府県中、上位に位置しているAランク6都府県に示された54円を2円上回り、一昨年度はA～Cランク一律に50円でした、大都市圏との格差の是正も図られていることも勘案することが適切と考えました。

8 公益代表委員としましては、近年の全国的に見ても最高水準の最低賃金の引上げに際し、中小企業・小規模事業者が多い等の徳島県の産業構造の特性、事業の持続的発展も参酌してきたことが、雇用情勢等との両立を図りつつ、徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金の着実な引上げに寄与してきたものと考えます。

9 若者の流出を防ぎ、人材確保の取組を強化する必要があるとの委員の意見は引き続き勘案しており、最低賃金近傍で働く労働者の生活等の意見も参酌すべきものですが、実質賃金はプラスで推移していること、また、上述の徳島の産業構造の特性から、中東情勢の影響による国内企業物価指数の上昇が厳しい影響を及ぼしている、足下では倒産件数が高い水準で推移している等の意見も参酌する必要があります。

10 発効日については、上述の徳島の産業構造の特性から、賃上げ原資確保のための支援を必要とする事業者が多いと考えられる中、多く利用されている業務改善助成金について、短期の申請期限では負担が大きいことが懸念される一方、発効の遅れにより労働者が被る不利益が長期化しないよう、双方に配慮する必要があります。

11 これらのことを総合的に勘案しました結果、令和8年度における徳島県最低賃金額については、冒頭の判断に至ったものです。

以上が公益委員の見解をお示しいたしました。

本見解についてご意見を伺いたと思います。がいかがでしょうか。

では、採決に移りたいと思います。

二者協議と採決については非公開となっていますので傍聴人・報道機関の方々は一旦、退室をお願いします。

(傍聴人退室)

○段野部会長

それでは採決を行います。

先ほど述べました公益委員見解につきまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。

公益 2、労側 0、使側 3 で合計 5、ありがとうございます。

次に、反対の方、挙手をお願いいたします。

公益 0、労側 3、使側 0 で合計 3、ありがとうございます。

採決の結果、賛成多数により、公益委員見解の内容をもちまして本部会の報告とさせていただきます。

それでは、事務局は傍聴人の入室の誘導をお願いいたします。

(傍聴人入室)

○段野部会長

お待たせいたしました、再開いたします。

先ほど、採決が行われましたのでその報告をいたします。

採決の結果、公益側 2、使用者側 3、合計 5 の賛成多数により、公益委員見解の内容をもちまして本部会の報告とすることとなりました。

それでは、こちらの内容で部会と報告案とさせていただきます。

事務局は部会の報告案の用意をお願いいたします。

(報告案を配布)

○段野部会長

事務局は部会報告案について代読をお願いします。

なお、付帯決議案につきましては、審議などの際に各委員からご意見をいただきまして、その内容を踏まえて事務局にて作成を行ったものです。

○事務局（労働基準部長）

報告案につきまして代読をさせていただきます。

（案1）令和8年8月24日

徳島地方最低賃金審議会 会長 段野聡子殿

徳島地方最低賃金審議会 徳島県最低賃金専門部会 部会長 段野聡子

徳島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和8年6月29日、徳島地方最低賃金審議会において付託された徳島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和6年11月1日発効の徳島県最低賃金（時間額980円）は令和6年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本報告書取りまとめに当たり、2026年版中小企業白書付属統計資料によると県内は中小企業・小規模事業者への従事者割合が全国平均と比較し約20ポイント高いことに加え、県民経済計算（2022年）によると製造業比率が約30%と全国平均より約10ポイント高く、円安や中東情勢等を背景とした原材料価格の高騰や最低賃金・賃金引上げに伴う労務費の増加が事業活動に与える影響は大きいものとなっている。

このため、県内事業者が持続可能な賃上げ環境を整備するため、以下の事項について政府等に対しより一層の取組を強く要望する。

① 継続的に賃上げができる環境整備に向けて、国や自治体などが設けている各種賃上げ支援策に関し、設備投資以外に広く活用できるよう現場のニーズに沿った拡充を行うなど、中小企業・小規模事業者の安定した賃上げ原資の確保につながる取組の継続的な実施及びその活用促進の周知徹底を図ること。

特に過疎地域における中小企業・小規模事業者は雇用の受け皿としてだけでなく、地域の生活を維持するための公共インフラとしての役割を担っている側面もあることから、地域に寄り添った賃上げ支援に配慮すること。

② 急激な賃上げによる社会保険料等の増加が労使双方への負担となっていること、またいわゆる「年収の壁」による就業調整の一要因となっていることから、税・社会保障制度の改革とともに事業者の負担軽減を図るなど、最低賃金引上げの実効性を高める措置を講ずること。

③ 徳島県においては、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に関する認知度が他県に比べ低調であることから取引関係当事者全体に価格転嫁・取引適正化を浸透させるため、受注側に対しても同指針及び令和8年1月に施行された取適法等の周知徹底を図ること。

④ 原材料価格やエネルギー価格の高騰に直結する過度な円安は、地域経済の物流や交通インフラの維持等に大きな影響を与えると同時に、安定した賃上げ原資の確保を困難とするものであることから、政府においては円安対策に必要な措置を講ずること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 段野聡子 撫養佳孝 米澤和美

労働者代表委員 辰巳明宏 三木裕子 南礼子

使用者代表委員 五島寛治 中村晃子 脇田亮

別紙1

徳島県最低賃金

1 適用する地域 徳島県の区域

2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間 1,103円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日 令和8年11月1日

別紙2の読み上げは省略いたします。

以上です。

○段野部会長

ありがとうございました。

事務局より報告案の代読を行っていただきました。内容についてご確認をお願いいたします。

何かご意見はございますでしょうか。

三木委員お願いいたします。

○三木委員

この結果について、議論を尽くせたこととか、1円を上乗せいただいたことは素直に評価したいと思っております。ただ、法定発効ではなく11月1日発効となったことは、計算上、実質的に労働者への負担を増加させたことになってしまうことについて、非常に残念に思っております。

以上です。

○段野部会長

ありがとうございました。

辰巳委員お願いいたします。

○辰巳委員

中位の考え方を労働側からいろいろと意見させてもらいました。これは労側の反省にもなるんですが、2年前に中位だと言っていただき、そこを目指すということで、去年も中位だと言っていただきにも関わらず、私たちがなぜ去年とか一昨年間にちゃんとしとかなかったのか。環境が変化して、今は中位ではないというような見解になったことは私たち労側の責任だなと受け止めております。

以上です。

○段野部会長

ありがとうございました。

脇田委員お願いいたします。

○脇田委員

我々の主張をある程度認めていただいたということでありがたく思います。

発効日についても、昨年度が1月1日の発効だったので、激変緩和という意味で11月1日ということで、いきなり法定発効となると、1月から10月にということで、非常に安定しない面がありますので、我々としては11月にしていただいたことはよかったと思います。 以上です。

○段野部会長

ありがとうございます。

他の皆様はよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして専門部会の審議を終了いたします。

皆様、まことにありがとうございました。

(専門部会閉会、本審へ)